

平成 26 年度 インクルーシブ教育システム構築モデル事業 成果報告書Ⅰ
【インクルーシブ教育システム構築モデルスクール】

法人名	兵庫教育大学
-----	--------

概 要

モデルスクールの概要（平成 27 年 3 月 1 日現在）

	モデルスクール名	在籍者数	教職員数
1	兵庫教育大学附属幼稚園	114 名	15 名
2	兵庫教育大学附属小学校	556 名	38 名
3	兵庫教育大学附属中学校	337 名	20 名

【事業概要】

1. モデルスクールの特色（特別支援教育に関する事項）

本学の附属学校園には特別支援学級の設置がなく、特別な支援の必要な幼児児童生徒も通常の学級に在籍している。

本学では以前から、特別な支援の必要な幼児児童生徒への対応について検討を行っており、平成 22～24 年度には附属学校園と大学が連携し、「特別支援体制検討委員会」において検討を行ってきたところである。

【幼稚園】

本園では、発達障害の可能性が示唆される幼児においても、幼児期は未分化であり、集団生活の中での個の成長が大きいことを考慮し、極力受け入れてきた。今年度は臨床心理士の資格を持つカウンセラーが月に 3 回程度各クラスの観察に入り、特別な支援の必要な幼児の観察や対応を行ってきた。実際の保育の場では、担任と副担任が連携を取り合いながら支援の必要な幼児に対応しているが、本人の特性に応じた個別支援が十分にできているとは言いがたい側面もある。

【小学校】

本校には各学年 3 学級編成の 18 学級あり、特別支援学級の設置はない。昨年度、特別支援教室を設置するまでは、特別支援教育コーディネーターが中心となり、「特別支援部会」において検討された内容を基に、スクールカウンセラーと特別支援教育支援員が支援を要する児童に個別に対応を行ってきた。しかし、こういった対応では、様々なケースへの知見が十分に得られていないという現状があった。

昨年度より設置した特別支援教室に合理的配慮協力員を常駐させたことで、学級巡回も通級による指導も可能となり、より幅広い特性をもった児童への支援を行うことができるようになった。

【中学校】

生徒は近隣地区を中心に県内各地から通学してくる。全生徒の約 7 割が附属小学校出身者（連絡進学者）で、残りの約 3 割が他の小学校出身者（一般進学者）である。その中には、何らかの支援が必要である生徒も含まれているが、本校は特別支援学級がないため、全員が通常の学級に在籍している。

平成 16 年度から継続して研究している「学び合い」によって、人と人との関わりを大切にすることを学んでいる生徒は、これまでの協働学習の取組によって特別な支援が必要な生徒と共に学ぶ姿勢で学校生活を送っている。

現在では、校内委員会がインクルーシブ教育を推進する中枢となって研究を進めている。大学で特別支援教育を専攻する教師を講師として招き、発達障害のある生徒の特性を知ることや特性に応じた指導の在り方、インクルーシブ教育の考え方などについての理解を図る校内研修会を開催してきた。その過程で、障害の特性への理解が不足しているために十分な対応ができずにいる現状や、特別な支援が必要であることに気付かないまま、困っている感情を解消できないでいた現状が浮かび上がり、授業への振り返りが必要であることに気付かされた。

2. 取組の概要

【幼稚園】

（１）指導体制の整備

学級ごとに支援が必要な幼児について、カウンセラーのアドバイスの下に、症状や行動様式、できることやできないこと、指導上の留意点などについて記録を取った。観察記録の内容はその日のうちに担任・副担任に報告し、情報交換、関わり方の助言等、コンサルテーションを行い、全職員が参加する保育情報交換会の場で報告し、情報共有している。

合理的配慮協力員を中心として、当該幼児を取り巻く他の幼児とのやりとりなども含めた詳細な事実の観察記録を基に行動変容を追い、加えて担任やカウンセラーによる保護者らの聞き取りやカウンセリングも併せて記録した。

（２）合理的配慮協力員の活用

合理的配慮協力員には特別支援教育に理解と造詣が深い者 1 名を採用した。1 クラスずつ記録を取り、その都度、担任に提示し検討を行った。また、教職員と一緒に園内委員会や研修会に参加し、知識・技術の向上を図った。

（３）保護者との連携

保護者には、共に生活する中で、相手のことを思いやり、発達障害の傾向のある幼児に対しても互いに育ち合っているという意識を持ってもらえるように啓発を行った。

【小学校】

(1) 特別支援部会・合理的配慮検討委員会・教育支援委員会の再編

特別支援教育コーディネーターと合理的配慮協力員が中心となり、各委員会がより機能するよう体制を整えた。三委員会はそれぞれが独立するわけではなく、それぞれの委員会で検討したことを基に、内容が往還されながら進んでいく。それにより、個別の児童の対応も校内の教員それぞれでぶれることなく行うことができる。

(2) 特別支援教室の充実

特別支援教室をベースにして、合理的配慮協力員と特別支援教育支援員が連携して教室運営を行った。特別支援教育支援員は校内巡回を主とし、支援が必要な児童の対応を行った。合理的配慮協力員は、特別教育支援員と共に校内巡回をしながら児童の観察・支援を行う者、特別支援教室で来室した児童の対応を行う者、と役割分担を行った。そのように運営することで、以前よりも児童の様子を細かく把握できるようになり、担任により具体的な対応の仕方を伝えることができるようになった。

【中学校】

(1) 校内体制整備上の工夫

① 校内委員会について

月2回のペースで、校長、副校長、特別支援教育コーディネーター、各学年特別支援教育担当、養護教諭、合理的配慮協力員・合理的配慮支援員で実施した。大学の教員、スクールカウンセラーにも必要に応じて参加を要請した。

特別な支援が必要な生徒への指導に関する計画・評価・内容の検討と修正、総括的な指導と今後の方向性の決定、研修などを行った。

② 生徒の実態把握について

気になる生徒に関わる全ての教科担任からチェックシートに記入してもらい、各学年の特別支援教育担当がチェックし、コーディネーターが集約して実態をまとめた。

③ 保護者との共通理解

昨年度から継続の生徒を含め、対象となる生徒の保護者には、本事業が生徒の社会的自立を目指した取組であること、家庭の協力が必要であることなどを保護者に十分に伝えて合意を得て進めるようにしている。

(2) 合理的配慮協力員・合理的配慮支援員の活動

① 合理的配慮協力員・合理的配慮支援員の配置

合理的配慮協力員・合理的配慮支援員は2名配置した。1名が週5日×7時間、もう1名が週3日×6～7時間の勤務とし、2名共に校内委員会には両名とも参加するようにした。継続観察の生徒を中心にクラス全体の生徒を観察し、観察記録を取ることを業務の中心とした。学校生活全般（始業、授業、給食・清掃、授業、終業）について観察項目を定めて観察・記録した。

② 観察記録の利用について

観察記録は合理的配慮協力員・合理的配慮支援員がファイルにストックし、気になる場面については教科担任による合理的配慮と生徒の反応などについて話し合うことができるようにした。また、観察記録は校内委員会での協議資料として活用した。

③ 観察・支援する内容について

観察のポイントとして、教師の指示等への反応・班やペア学習での様子、・板書の写し方、ワークシートやノートの記述、発言内容、・教科学習以外の特別活動や総合的な学習の時間、休憩時間の活動の様子が挙げられる。原則、直接の指導はしないこととするが、有効な支援は適宜行なってきた。

④ 関係機関との連携

アセスメントを基に大学のアドバイザーに指導を仰ぎ、指導計画・観察方法・支援方法を練り直して実施した。

3. 成果及び課題

【幼稚園】

(1) 成果

対象児への対応についての詳細なアセスメントを基に個別の教育支援計画や個別の指導計画を見直すことができた。また大学の特別支援教育を専門とする教員の助言を受け、園内で情報を共有することでそれぞれの役割を明確にすることができた。

(2) 課題

- ・アセスメント方法を踏襲しながらその有効性の確認と不足部分に関しての修正を加えていくことが課題である。
- ・園の現体制に見合った特別支援教育コーディネーターの業務を明確にすることが課題である。
- ・必要に応じて地域の専門機関と園が一体となって保護者と共に幼児にとってよりふさわしい指導方法を探っていくことができる保護者支援体制の構築が今後の課題である。
- ・成果普及のための手立てとして、得られた成果報告書については、多様な個性の幼児に対して、どのような環境構成や直接的な指導で保育を行っているかを保護者に対して機会を捉えて説明する。また、大学のHP等に掲載して啓発していく予定である。
- ・保護者との共通理解については課題が残るが、年度初めに本事業の目的を保護者に明確に知らせ、承諾書を得るなど協力体制を整えつつある。さらには、得られた個別の成果については、保護者との共有はもちろんのこと、専門機関へも報告し今後の連携に役立てる方策を検討する予定である。

【小学校】

（１）成果

これまで担任が一人で抱えていた悩みや問題を、合理的配慮協力員と共有することで、児童の実態に即したより良い支援の仕方を考えられるようになった。また、スクールカウンセラーや外部の専門家からアドバイスをもらうことで、集積したデータの分析を行い、問題行動の改善を図ることができた。

（２）課題

保護者との共通理解が課題となった。児童及び保護者が一番悩み、困っていることを理解した上で、成長を実感できるような個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、それを基に共通理解ができるように働き掛ける必要がある。また、教員間の共通理解や、特別支援教育への理解も推進しなければならない。

【中学校】

（１）成果

- ① 特別支援教育の視点から、これまでの授業の方法、指導の仕方などについて教員自身の振り返りができた。全ての生徒にわかりやすい授業の工夫とともに、ちょっとした声掛けなどが当たり前となる雰囲気が生まれている。
- ② ２年目となったこともあり、特別な支援が必要な生徒の保護者との合意形成がスムーズになり、個別の指導が容易になった。
- ③ 校内委員会を定期的を開催するとともに、会議で必ず報告を行うことで、一部の教員だけが取り組む支援ではなく、学校全体として取り組む支援にしていくことができた。
- ④ 合理的配慮協力員・合理的配慮支援員や教科担当・学級担任の姿が、支援に必要な生徒への関わり方の良いモデルとなっており、学級や学年の他の生徒の意識や行動に変化が見られている。

（２）課題

- ① 社会的スキルやコミュニケーションに困っている生徒への適切なスキルトレーニングをする必要がある。これは、特定の個人のみでなく、周りの生徒にとっても大切なスキルとなる。
- ② 合理的配慮による向上の度合いを数値化するための評価方法を作成して実施する。
- ③ 引継ぎが行われていたが、年度初めはスムーズでなかったもので、生徒と配慮について教員がしっかりと理解できた状態で支援が開始できるような体制が必要である。
- ④ 学びのユニバーサルデザインの充実と併せて、本研究特に合理的配慮の充実を実現させる。